

議案第33号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">最 大 出 力</th> <th style="text-align: center;">電 力 供 給 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td style="text-align: center;">卸売</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加地発電所</td> <td style="text-align: center;">1,100キロワット</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取放牧場風力発電所</td> <td style="text-align: center;">3,000キロワット</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 名 称	最 大 出 力	電 力 供 給 方 法	略		卸売	加地発電所	1,100キロワット		鳥取放牧場風力発電所	3,000キロワット		<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">最 大 出 力</th> <th style="text-align: center;">電 力 供 給 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td style="text-align: center;">卸売</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">加地発電所</td> <td style="text-align: center;">1,100キロワット</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 名 称	最 大 出 力	電 力 供 給 方 法	略		卸売	加地発電所	1,100キロワット	
施 設 の 名 称	最 大 出 力	電 力 供 給 方 法																				
略		卸売																				
加地発電所	1,100キロワット																					
鳥取放牧場風力発電所	3,000キロワット																					
施 設 の 名 称	最 大 出 力	電 力 供 給 方 法																				
略		卸売																				
加地発電所	1,100キロワット																					

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。